

1 最近の価格カルテル事件

件 名 措置年月日	内 容
令和2年（措）第3号～第8号 愛知県立高等学校の制服の販売業者 に対する件 令和2年7月1日	愛知県立豊田北高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第3号）
	愛知県立豊田南高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第4号）
	愛知県立豊田西高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第5号）
	愛知県立豊田高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第6号）
	愛知県立豊野高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第7号）
	愛知県立豊田工業高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第8号）
令和2年（措）第1号 カルバン錠の販売業者らに対する件 令和2年3月5日	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価を合わせる旨を合意していた。
令和元年（措）第7号及び第8号 特定アルミ缶及びスチール缶の製造販売業者らに対する件 令和元年9月26日	特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。（第7号）
	特定スチール缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。（第8号）
令和元年（措）第6号 アスファルト合材の製造販売業者に対する件 令和元年7月30日	アスファルト合材の製造販売業者が、販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。
令和元年（措）第2号 舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件 令和元年6月20日	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
令和元年（措）第1号 炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価について、日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	